訂正版（ﾏﾀﾊﾗ裁判の日時）

日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2015. 12. 11
No.15-031

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

ILO が第三次勧告

労使の意義ある対話を強調

ＩＬＯは１１月１２日、ＪＡＬ不当解雇問題で第３次勧告を出しました。

２０１３年１０月の第２次勧告以降の労使交渉や今年４月の塩崎厚労大臣答弁、9 月 5 日原告団からの追加情報を踏まえ、**「結社の自由委員会は、本件の最新の展開に鑑み、会社と当該労働組合との意義ある対話を維持することの重要性を、今一度、強調する」**として、労使間での自主的解決をさらに強く求めています。

加えて、国会で政府が争議解決に向けて労使協議を求める発言を行ったことと、不当労働行為についての東京高裁６月１８日判決に留意し、**「委員会は、これらに関する日本政府の見解を求める」**と述べ、政府に報告を求めています。

一方日本航空は、管財人が再建途上で労働組合に行った恫喝が、都労委・東京地裁・東京高裁で不当労働行為と認定されているにもかかわらず、いまだ争議解決に向けた話し合いに応じていません。

原告団及び各組合はＩＬＯ第３次勧告を受けて、早期解決に向け政府（国交省・厚労省）や最高裁への要請、国会議員オルグなどの取り組みを一層強めています。

11月12日ILO第三次勧告全文

9月5日ILO追加情報全文

注：東京高裁判決は（要旨）「労働組合の求めに妥協を図ることなく、労働組合の運営に介入してはならない。争議権は、会社との対等性を確保するための労働組合の根幹的な権利の一つ」と指摘し、明確な法違反と日本航空経営を断罪しています。

2015 年度　冬季カンパ支援　取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：~~1 月 12 日（火）~~　1 月 13 日（水）
マタハラ裁判　第三回口頭弁論
527 号法廷　~~13:00～~~　11:00～
報告集会予定あり
~~赤字は、お知らせ内容の訂正です~~

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。